

重要事項説明書

(介護福祉施設サービス)

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令３９号４条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 愛誠会
主たる事務所の所在地	岡山県新見市唐松１７４９番地２
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 渡 部 勝 吉
電話番号	０８６７－７６－１０００
メールアドレス	karamatu@guitar.ocn.ne.jp

２．ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 唐松荘
施設の所在地	岡山県新見市唐松１７４９番地２
都道府県知事指定番号	３３７１０００１１２
施設長の氏名	池田 泉
電話番号	０８６７－７６－１０００
ファクシミリ番号	０８６７－７６－１３３５

３．施設の目的と運営の方針

施設の目的 及び 運営の方針	この施設は、介護保険法令に従い、入居者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
----------------------	--

４．施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 唐松荘」

敷地	３６，１１７．３８㎡
建物	構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り瓦葺平屋建
	延床面積 ８，１１０．２６㎡
	利用定員 １４５名（内 ショート専用１５名）

（１）居室

居室の種類	室 数	面 積	備 考
個 室	１４５	１９．２５㎡	水洗トイレ完備

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	特 色
共同生活室	14	1990.24㎡	1箇所142.16㎡平均
機能訓練室	1	56.0	
個人浴室	14	200.2	1箇所14.30㎡平均
器械浴室	特殊浴槽 1台	42.7	
医務室	1	30.5	他診察室3、静養室1
洗面所	各室に設置		
便所	各室に設置		

5. 職員体制

従業者職種	区 分				保有資格
	常 勤		非 常 勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1				施設長資格
医師				2	医師
生活相談員	2				社会福祉主事 介護支援専門員
介護職員	4 5 以上				介護福祉士 介護支援専門員
看護職員	4 以上				看護師 准看護師 介護支援専門員
管理栄養士	1 以上				管理栄養士
機能訓練指導員	1		1		理学療法士、看護師
介護支援専門員	2 以上				介護福祉士 介護支援専門員

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長	月曜～金曜8:30～17:00、土曜8:30～12:00	日曜祝祭日、月2回土曜、年末年始
医師	火曜12:30～14:30、木・金曜13:30～15:30	
生活相談員	月曜～金曜8:30～17:00、土曜8:30～12:00	日曜祝祭日、月2回土曜、年末年始
介護職員 (機能訓練員含む)	早出7:00～16:00、普通出8:00～17:00、遅出10:00～19:00 午後出13:00～22:00、準夜勤15:00～24:00、深夜勤0:00～9:00	交替制
看護職員 (機能訓練員含む)	早出8:00～17:00、中出8:00～17:30、中出9:30～18:30 遅出10:30～14:30、遅出14:30～18:30、	交替制
管理栄養士	月曜～金曜8:30～17:00、土曜8:30～12:00	日曜祝祭日、月2回土曜、年末年始
介護支援専門員	月曜～金曜8:30～17:00、土曜8:30～12:00	日曜祝祭日、月2回土曜、年末年始

7. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

（利用料金表 1 のとおり）

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	療養食 医師の指示に基づき潰瘍食、糖尿病食などの特別な食事を提供します。	利用料金表 1 の額をお支払いただきます。
排せつ	訴えの都度、または常に声掛け誘導を行い、自立支援により不快感の解消に務めます。 おむつ使用者は、随時に交換します。	
入浴・清拭	入浴時間 10時～22時(11時30分～13時30分を除く) 入浴回数は、一人週 2 回以上です。 清拭は入浴日でも入浴できない方、その他必要に応じてタオルで体をおふきします。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
口腔ケア	毎日のブラッシングや清潔保持をお手伝いします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週 1 回行います。	
寝具の消毒	寝具の消毒は月 1 回行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
レクリエーション・行事	日常生活動作（ADL）の維持向上を図るため、積極的に行ないます。	
健康管理	当施設の医師により、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも心配のときは、いつでも看護職員が相談に応じますのでお申し出ください。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えにご協力します。	
介護相談	入居者とその家族からのご相談に応じます。	

（注 1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 介護保険給付外サービス

(利用料金表1・2のとおり)

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	食事時間 朝 食 8時～ 9時まで 昼 食 12時～13時まで 夕 食 18時～19時まで 食事場所 ご希望の場所でお食べください。 献立表は、週末に翌週分を掲示します。 食べられないものやアレルギーがある方は 事前にご相談ください。 お茶は食堂に常時ご用意しています。	被保険第1段階の方は 1日あたり300円 被保険第2段階の方は 1日あたり390円 被保険第3段階の方は ① 1日あたり650円 ② 1日あたり1,360円 被保険第4段階の方は 1日あたり1900円
居住	室料及び光熱水費相当分をご負担いただきます。	被保険第1段階の方は 1日あたり880円 被保険第2段階の方は 1日あたり880円 被保険第3段階の方は 1日あたり1,370円 被保険第4段階の方は 1日あたり2,060円
整髪・美容	当施設内の美容室を月2回開店しておりますのでご利用ください。	利用料金表2のとおりです。
喫茶等	当施設では、喫茶等を用意しております。	利用料金表2のとおりです。
クラブ活動	当施設では、各種のクラブ活動を用意しております。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担いただきます。
プラス1品献立提供	ご希望に応じて、特別な献立のご用意ができます。	実費をご負担いただきます。
金銭管理サービス (預り金管理)	銀行通帳、実印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ご利用されるか否かは任意です。 ご利用する場合には別途ご契約が必要です。	別途契約書により費用をご負担いただきます。
行政手続き代行	介護保険関係の申請手続き等を、利用者、家族が行うことが困難な場合、同意を得た上で、手続き等の代行を行います。	別紙のとおり同意書の提出が必要です。
電気機器リース	テレビ、電気毛布等の貸出しを利用できます。	利用料金表2のとおりです。
遺留品処分	不要になった遺留品を処分いたします。	利用料金表2のとおりです。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理

由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室（苦情処理責任者 施設長 池田 泉、窓口担当者 生活指導員 三好登、電話 0867-76-1000、受付時間午前8時30分から午後5時まで）までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

処理体制及び手順

- ① 苦情処理台帳に記載
- ② 苦情についての事実確認を行う
- ③ 苦情処理方法を記載し、管理者決済
- ④ 苦情処理について関係者との連携を行う
- ⑤ 苦情処理の改善について利用者に確認を行う
- ⑥ 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする
- ⑦ 苦情処理についての成果を台帳に記載する

その他の相談窓口 新見市健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

電話 0867-72-3148

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	渡辺病院	新見中央病院	太田病院	長谷川記念病院	吉備高原ルミエール病院
院長名	遠藤 彰	治徳 通博	太田 徹	長谷川 賢也	加戸 実
所在地	新見市高尾	新見市新見	新見市西方	新見市高尾	吉備中央町宮地
電話番号	0867-72-2123	0867-72-2110	0867-72-0214	0867-72-3105	0866-55-5331
診療科	外科、胃腸科、脳外科	内科、外科、眼科	内科	整形外科、リハビリ科	内科
入院設備	有	有	有	有	有

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	名越歯科クリニック
---------	-----------

院長名	名越 厚
所在地	新見市正田 2 7 - 4
電話番号	0 8 6 7 - 7 2 - 8 4 2 8
入院設備	無

1 2 . 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設唐松荘消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	新見市消防団南部分団（唐松班）に防災協力を依頼し、非常時の相互の応援を約束しています。ラッセル製薬との協定
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設唐松荘消防計画」にのっとり年12回夜間及び昼間を想定した防災訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	消火栓…全館整備 避難口…各ユニットに避難口有 自動火災報知器…4箇所 誘導灯…多数 ガス漏れ報知器…3箇所 防火扉・シャッター…多数 非常通報装置…有 漏電感知器…有 非常用電源…自家発電装置有り スプリンクラー設備…有
防災訓練	毎月1回実施
消防計画等	新見消防署への届出日 令和5年6月1日 防火管理者 三好 登

1 3 . 事故発生時の対応及び損害賠償

入居者に事故が発生した場合には、すみやかに家族、身元引受人、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者連絡・報告を行なうとともに、必要な措置を講じます。

施設側に故意過失がある場合には、すみやかに入居者の損害を加入する保険の範囲において賠償いたします。

ただし、入居者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減じることがあります。

当施設は、損害保険ジャパン株式会社の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」に加入しています。保険の対象範囲は、施設が利用者に対し、業務中の事故により法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

1 4 . 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 朝 8時～ 夜 9時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
-------	--

	来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ご希望の方は、飲酒していただいて結構です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	居室内に収まる程度で自己管理してください。
現金等の管理	高額の現金所持はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 5. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護支援専門員は、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護計画(ケアプラン)」を作成します。なお、「介護計画(ケアプラン)」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は、「介護計画(ケアプラン)」に基づいて行ないます。なお、「介護計画(ケアプラン)」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

1 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者は、施設長 池田 泉です

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18. 心身の状況の把握

介護サービスの提供に当たっては、施設が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

19. サービス提供の記録

- ① 介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者または利用者の身元引受人及び後見人は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20. 衛生管理等

- ① 介護サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

21. 秘密保持

事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た入居者または入居者の家族の秘密を漏らすことはありません。

また、従業員が退職後も、業務上知り得た入居者または入居者の家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

ただし、入居者が緊急医療を必要とするとき、又は円滑なサービス提供を受けることができるよう支援する場合は、関係機関に入居者の必要な情報を提供することがあります。

22. 第三者評価の実施

本事業所は、第三者機関によるサービス評価は実施しておりません。

介護福祉施設サービスの提供開始にあたり、入居者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(説明者)

特別養護老人ホーム唐松荘

職名

氏名

印

私は、本書面により事業所から介護福祉施設サービスについての重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

署名代行の理由 ()

(身元引受人)

住 所

氏 名

印

続 柄